

村山市監査委員公告 第 16 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 5 年 10 月 27 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 建設課
2. 監査の期間 令和 5 年 10 月 18 日から令和 5 年 10 月 27 日まで
3. 監査の範囲 令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 次のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

【注意事項】 補助金交付に係る実績報告について

村山市小型除雪機購入補助金交付要綱で規定されている補助金実績報告書に添える書類が整備されておらず、当該事業が遂行されたかの確認ができないものが見受けられる。申請者に対して丁寧な説明を行い必要書類の提出を徴求し、村山市補助金交付規則及び補助金交付要綱に則った適正な事務処理に努められたい。